

新規制基準の背景・考え方 – 組織や人に対する安全規制の考え方 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.221

新規制基準では、防潮堤の設置や事故対処設備の配備など、設備面での対策がメインのようだが、組織や人の活動に対してはどのような考え方で規制していくのか。



ワーキングチーム検証結果

原子力規制委員会は、原子力事業者が定めている品質マネジメントシステム※に基づく事業者の保安活動について、厳正に審査や検査をしていることを確認。

※品質マネジメントシステム
保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組み

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○品質マネジメントシステムに基づく事業者の保安活動の確認

- 原子力事業者は、原子炉等規制法及び関係法令に基づき、要員が健全な安全文化を育成・維持する取組に参画できる環境を整えることを含め、品質マネジメントシステムを確立し、実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことが義務付けられている。
- 原子力規制委員会は、審査や検査を通じて、品質マネジメントシステムに基づく事業者の保安活動について厳正に確認
- 審査においては、設置許可の審査、設計及び工事の計画の認可の審査、保安規定の審査において、品質管理基準規則※に基づき、品質マネジメントシステムが適切に確立されているかを確認
- 検査においては、事業者の活動に安全文化の劣化兆候がないかという視点をもって、審査において確認された品質マネジメントシステムに基づいて保安活動が適切に実施されているかを確認

※原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則

品質管理基準規則が求める品質管理体系

